

事務連絡  
令和3年4月21日

都道府県  
各 指定都市 子育て世帯生活支援特別給付金  
中核市 (ひとり親世帯分) 担当課 (室) 御中

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事務における  
日本年金機構等への年金関係情報の公用照会について

ひとり親家庭への支援につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) (以下「給付金 (ひとり親世帯分)」という。) の支給にあたり、公的年金給付等を受けている者が給付金の支給を希望する場合は、その年金受給額を含めた収入額 (または所得額) が一定額未満であることを支給要件の1つとしています。

このため、公的年金給付等を受けている者で、給付金 (ひとり親世帯分) の支給を希望する者にはその年金受給額が記載されている年金決定通知書や年金額改定通知書、年金振込通知書などの提出を求めています。

一方、紛失等の理由により上記通知書等の提出ができず、その額について確認がとれない者もいることが想定されており、このような者に対しては、やむを得ない場合に限り、本人からの同意を得て、給付金 (ひとり親世帯分) の支給主体である都道府県、市 (特別区を含む。) 又は福祉事務所設置町村 (以下「都道府県等」という。) から日本年金機構等へ年金関係情報の公用照会を行い、その額について確認していただく必要があります。

この度、給付金の支給主体である都道府県等から日本年金機構等へ公用照会をする際の様式を別紙1-2のように作成いたしました。また、公用照会時の留意点を別紙2にまとめましたので、こちらを参照の上、別紙様式により公用照会を行ってください。

各都道府県におかれましては、管内の市区町村 (指定都市、中核市は除く。) に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、上記内容につきましては、厚生労働省年金局事業企画課と協議済みであることを申し添えます。

(照会先)  
厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室  
ひとり親世帯向け給付金担当  
TEL : 03-5253-1111 (5192)  
e-mail : [jidou-fuyou@mhlw.go.jp](mailto:jidou-fuyou@mhlw.go.jp)